

# 告 訴 状

令和 6 年 8 月 19 日

広島地方検察庁検察官 御 中

告訴人

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 3 0 9  
高 野 邦 夫(コウノクニオ)

被告訴人

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 406  
津 田 廣 雄(ツダヒロオ)

## 記

以下の被告訴人の行った告訴(犯罪)事実について嚴重なる処罰を求めるところです。

### 1. 告訴事実

令和 6 年 8 月 13 日(火)午後 5 時 2 0 分頃、被告訴人津田廣雄(以下単に津田という)は、告訴人(以下単に私という)の居住地の敷地直近の空地内(10m 以内)において、**証拠 1**で明らかなおり、家庭ゴミ乃至持込ゴミ等の無分別ゴミを焼却し、悪臭を私に吸わせたものです。当該行為が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下単に廃棄物法という)第一六条の二の不法償却に該当するものと解せられるが、私の居住地の至近距離で無分別ゴミを焼却し悪臭を吸わせる行為は、所謂有形力の行使であり、暴行罪(刑 208)に該当するものと思料されます。

#### ★廃棄物の処理及び清掃に関する法律

##### \*第一六条の二 (焼却禁止)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

##### \*第二五条

次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者

二 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又

は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を含む。）を受けた者

三 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行つた者

四 不正の手段により第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者

五 第七条の三、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者

六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

七 第七条の五、第十四条の三の三又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

八 第八条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者

九 不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者

十 第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けた者

十二 第十条第一項（第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

十三 第十四条第十五項又は第十四条の四第十五項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

**十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者**

十六 第十六条の三の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

#### ★刑法

##### \*第二〇八条（暴行）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

#### ★刑事訴訟法

##### \*第二三〇条 [告訴権者①]

犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

**\*第二四一条 [告訴・告発の方式]**

告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

②検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

**2. 告訴の事情**

津田は過去 10 年以上無分別ゴミ焼却を行ってきた「常習犯」であり、多数の動画・静止画を保全してありますが、本告訴は令和 6 年 8 月 13 日(火)の分です。

**3. 添付書類 証拠 1, 2 各 1 通及び証拠 1 の原版動画(mpg)SD カード 1 枚**

証拠 2 は不法焼却地と私の居室との位置関係を示すものです。なお必要とあれば多数の動画・静止画を提出する用意があります。

以上告訴人 高野 邦夫(コウノクニオ)